



山形県公報

平成15年11月28日(金)
第1496号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則.....(農政企画課)...1321

### 告 示

有害図書類の指定.....(文化振興課)...1322  
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...1323  
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(障害福祉課)... 同  
山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...1324  
山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )... 同  
家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)... 同  
土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)... 同  
土地改良区の役員の就任の届出.....( 同 )...1325  
県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(置賜総合支庁農村整備課)...1326

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)... 同  
大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....( 同 )...1327  
同.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )...1328  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同  
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)... 同  
県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...1329  
同.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1331  
同.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...1333  
同.....(最上総合支庁建築課)...1335  
一般競争入札の公告.....(出納局)...1337  
特定調達契約に係る落札者の公告.....1339

## 規 則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第69号

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則の一部を改正する規則

天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則(昭和33年6月県規則

第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項まで並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表平成3年9月12日から28日までの間の暴風雨及び豪雨の項、平成3年7月中旬から8月中旬までの間の低温の項及び平成5年5月下旬から9月上旬までの間の天災の項を削り、同表に次のように加える。

|                                 |                                      |            |
|---------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 平成15年5月中旬から9月上旬までの間における低温及び日照不足 | 被害農業者（特別被害農業者を除く。）<br>（貸付利率 0.75%適用） | 年1.5パーセント  |
|                                 | 特別被害農業者<br>（貸付利率 0.75%適用）            | 年1.65パーセント |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則及び別表の規定は、平成15年10月29日から適用する。

## 告 示

山形県告示第1090号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

（ 図 書 ）

| 指定番号 | 題 名                | 図 書 コ ー ド   | 発 行 所 等  | 指定の理由                               |
|------|--------------------|-------------|----------|-------------------------------------|
| 8003 | まんがシャワー 12月号       | 18399-12    | (株)一水社   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8004 | DiGi USER 12月号     | 06381-12    | (株)宝島社   |                                     |
| 8005 | 漫画オリンピア 12月号       | 07587-12    | 辰巳出版(株)  |                                     |
| 8006 | レディースコミック微熱 12月号   | 09663-12    | セブン新社    |                                     |
| 8007 | 噂の真偽 12月号          | 02190-12    | (株)フロム出版 |                                     |
| 8008 | メンズヤング 12月号        | 08597-12    | (株)双葉社   |                                     |
| 8009 | おいしいHな実話コミック VOL.2 | 20557-11/30 | (株)日本文芸社 |                                     |
| 8010 | 週漫スペシャル12月号増刊      | 14412-12    | 芳文社      |                                     |
| 8011 | デラベっぴん217          | 16487-12    | 英知出版(株)  |                                     |
| 8012 | コミックアムール 12月号      | 03801-12    | (株)サン出版  |                                     |
| 8013 | レディースコミック・タブー 12月号 | 19673-12    | 三和出版(株)  |                                     |
| 8014 | ケータイインディーズ非公式ガイド4  | 61810-75    | 英知出版(株)  |                                     |
| 8015 | みこすり半劇場巨乳ちゃん 12月号  | 18469-12    | (株)ぶんか社  |                                     |

|      |                       |          |            |
|------|-----------------------|----------|------------|
| 8016 | ドスビユーザーデラックス 12月号     | 06755-12 | (株)宝島社     |
| 8017 | スコラ No467             | 15401-12 | (株)スコラマガジン |
| 8018 | 月刊テレビサル VOL.27        | 04118-12 | (株)パウハウス   |
| 8019 | 激危ケータイ究極の裏メニュー大全vol.6 | 67475-46 | (株)パウハウス   |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図書）

| 番号 | 題 名      | 区 分      | 発 行 所 等   |
|----|----------|----------|-----------|
| 1  | 官能小説12月号 | 02525-12 | (株)フロム出版  |
| 2  | セックスフレンド | コードなし    | S F 研 究 会 |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名   | 区 分 | 発 行 所 等    |
|----|-------|-----|------------|
| 1  | A級乳犯  | ビデオ | (株)ツキミ     |
| 2  | 巨乳騎乗位 | DVD | (株)ジーオーティー |

#### 山形県告示第1091号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.425パーセント」を「年0.375パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規程は、平成15年10月10日から適用する。
- 平成15年10月10日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第1092号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                  | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|------------------------------|--------------|-------------|
| すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号 | すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号 | 身体障害者居宅介護    | 平成15年11月17日 |

|                              |                                 |   |   |   |
|------------------------------|---------------------------------|---|---|---|
| 天童総合企画株式会社<br>天童市大字山元995番地の1 | げんきケアステーション<br>天童市天童中二丁目1番1号101 | 同 | 上 | 同 |
|------------------------------|---------------------------------|---|---|---|

山形県告示第1093号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.2パーセント」を「 」に、「年0.3パーセント」を「年0.1パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.25パーセント」に、「年0.6パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年10月21日から適用する。
- 平成15年10月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1094号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.95パーセント」を「年2.75パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.2パーセント」を「 」に、「年1.45パーセント」を「年1.25パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成15年10月21日から適用する。
- 平成15年10月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1095号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|---------|------------|
| ヨ ー ネ 病  | 牛     | 患 畜       | 1  | 山形市菅沢26 | 平成15.11.11 |

山形県告示第1096号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幅土地改良区の次の役員が退任した旨の届け出があった。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 健 一   | 最上郡舟形町長沢558 - 甲 |
| 同        | 加 々 美 長 悦 | 同 418 - 3       |
| 同        | 矢 野 哲 夫   | 同 226           |
| 同        | 伊 藤 誠 悦   | 同 767           |
| 同        | 伊 藤 準 悦   | 同 341 - 2       |
| 同        | 二 戸 徳 善   | 同 3985 - 2      |
| 同        | 岸 新 也     | 同 231           |
| 監 事      | 渡 部 好 信   | 同 547           |
| 同        | 八 鍬 庄 助   | 同 480 - 2       |

## 山形県告示第1097号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幅土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 健 一   | 最上郡舟形町長沢558 - 甲 |
| 同        | 加 々 美 長 悦 | 同 418 - 3       |
| 同        | 矢 野 哲 夫   | 同 226           |
| 同        | 伊 藤 誠 悦   | 同 767           |
| 同        | 伊 藤 準 悦   | 同 341 - 2       |
| 同        | 二 戸 徳 善   | 同 3985 - 2      |
| 同        | 岸 新 也     | 同 231           |
| 監 事      | 渡 部 一 樹   | 同 547           |
| 同        | 八 鍬 庄 助   | 同 480 - 2       |

## 山形県告示第1098号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営外ノ内下窪田地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年11月28日から平成16年1月5日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年3月28日まで縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル大野目店  
山形市浜崎67番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興
- 3 変更する事項
  - (1) 駐輪場の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
  - (2) 荷さばき施設の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
  - (3) 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり  
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- 4 変更年月日  
平成15年11月14日
- 5 届出年月日  
平成15年11月6日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年3月28日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により南陽市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成15年12月28日まで縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
南陽セントラルショッピングセンター  
南陽市三間通字東蕨田19番2号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年7月4日
- 3 意見の概要  
意見なし

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により高島町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに高島町役場において平成15年12月28日まで縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ高島店  
東置賜郡高島町大字高島548番地
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年7月4日
- 3 意見の概要  
意見なし

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年12月28日まで縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
米沢駅前ショッピングプラザ  
米沢市駅前三丁目1番88号
  - 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年7月4日
  - 3 意見の概要  
意見なし
-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに長井市役所において平成15年12月28日まで縦覧に供する。

平成15年11月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
長井タウンセンター  
長井市本町二丁目4番37号
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年7月8日
- 3 意見の概要  
意見なし

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年11月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人くうえんたい長井
  - (2) 代表者の氏名  
横澤 浩次
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県長井市本町二丁目10番6号
  - (4) その他の事務所の所在地  
山形県長井市今泉563
  - (5) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市を中心とした経済団体等との連携により、地産地消の推進活動及び地域の特産物の販売支援活動等と、その特産物の調理・配給を中心とした介護事業を通して、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年11月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年10月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 未来の会
  - (2) 代表者の氏名 池田 幸機
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市旭新町11番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者に対して、グループホーム（生活寮）設置に関する事業を行ない、その共同生活の

場をとおして、障がい者同士の相互扶助精神を養い、自立及び社会参加を支援し、親なき後の対策の場としての役割を担い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分             | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要           |
|--------------|---------------|------|---------------------|------|----------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積(平方メートル) |      |                | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |              |
| 県営南山形アパート1号  | 山形市南松原1-9-5   | 3DK  | 63.1                | 1    | 一般用            | 22,800          | 27,600                     | 32,700                     | 37,700                     | 43,600                     | 50,000                     | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町4-12-16   | 同    | 63.9                | 1    | 同              | 21,000          | 25,400                     | 30,100                     | 34,700                     | 40,100                     | 46,100                     |              |
| 同 2号         | 同 4-12-20     | 同    | 64.2                | 1    | 同              | 21,400          | 25,900                     | 30,700                     | 35,400                     | 40,900                     | 46,500                     |              |
| 同 宮町アパート3号   | 同 宮町2-8-28    | 同    | 64.2                | 1    | 同              | 22,200          | 27,000                     | 31,900                     | 36,900                     | 42,600                     | 48,000                     |              |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桜町3-2-15    | 同    | 73.1                | 1    | 同              | 28,200          | 34,200                     | 40,400                     | 46,700                     | 53,900                     | 61,900                     |              |
| 同 あたごアパート    | 同 小白川町5-27-15 | 3LDK | 71.9                | 2    | 同              | 29,000          | 35,200                     | 41,600                     | 48,100                     | 55,500                     | 63,700                     |              |
| 同 天童駅西アパート   | 天童市駅西2-2-27   | 3DK  | 64.2                | 1    | 同              | 19,300          | 23,500                     | 27,800                     | 32,000                     | 37,000                     | 42,500                     |              |
| 同            | 同 2-2-30      | 同    | 64.2                | 1    | 同              | 19,300          | 23,500                     | 27,800                     | 32,000                     | 37,000                     | 42,500                     |              |
| 同 南了アパート     | 同 田鶴町4-18-17  | 同    | 66.5                | 1    | 同              | 22,800          | 27,600                     | 32,700                     | 37,700                     | 43,600                     | 50,000                     |              |
| 同 中原アパート     | 中山町大字長崎881-2  | 2DK  | 53.4                | 1    | 特定目的用(高齢・障害者用) | 17,800          | 21,600                     | 25,600                     | 29,500                     | 34,100                     | 39,100                     |              |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月4日から12月10日まで(12月8日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年2月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                        | 所在地                      | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|---------------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                           |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営南寒河江ア<br>パニート2号Bタ<br>イブ | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK  | 64.2                          | 1    | 一般用 | 18,200<br>円             | 22,100<br>円                        | 26,100<br>円                        | 30,100<br>円                        | 34,800<br>円                        | 40,000<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 谷地アパー<br>ト1号            | 河北町谷地荒町<br>一丁目4-1        | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 14,800<br>円             | 17,900<br>円                        | 21,200<br>円                        | 24,500<br>円                        | 28,300<br>円                        | 32,500<br>円 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月4日から12月10日まで（12月8日(月)は休館日となります）（受付時間 AM10:00～PM4:30）（ただし、郵送の場合は、平成15年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年2月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地           | 規 格  |                     | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷 金    | 摘 要                       |                                    |
|----------------|-----------------|------|---------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|---------------------------|------------------------------------|
|                |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                           | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営東根中央ア<br>パート | 東根市中央四丁<br>目3-2 | 3DK  | 62.6                | 1          | 一般用 | 18,900                  | 22,900                             | 27,100                             | 31,300                             | 36,100                             | 41,500 | 3<br>月分<br>の家賃<br>に<br>する |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月4日から12月10日まで（12月8日(月)は休館日となります）（受付時間 AM10:00～PM4:30）（ただし、郵送の場合は、平成15年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年2月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要                       |                                    |
|-----------------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート1号棟(112<br>号室) | 新庄市金沢1494<br>- 1 | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用 | 15,800<br>円             | 19,200<br>円                        | 22,700<br>円                        | 26,200<br>円                        | 32,000<br>円                        | 36,600<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 3号棟(314<br>号室)            | 新庄市金沢1496<br>- 1 | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,900<br>円             | 18,100<br>円                        | 21,500<br>円                        | 24,800<br>円                        | 28,600<br>円                        | 32,800<br>円 |                          |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年12月1日から12月5日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年12月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成16年1月初旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日時 平成15年12月9日(火) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量
    - 除雪トラック(7トン級、除雪専用) 1台
    - 小形除雪車(1.3メートル級) 1台
    - 小形除雪車(1.0メートル級) 1台
    - 凍結防止剤散布車(2.5立方メートル級 四輪駆動) 2台
  - (2) 調達をする物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成16年3月30日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
  - (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
  - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (4) 10の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 契約の締結
- この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- 10 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成15年12月3日(水)までに提出すること。この場合において、当該製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約者には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - Snow Removal Truck (Operating weight: 7ton class, only for snow removal) Quantity: 1
  - Compact Snow Remover (Snow removing width: 1.3 meters class) Quantity: 1
  - Compact Snow Remover (Snow removing width: 1 meters class) Quantity: 1
  - Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 2
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 9,2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月28日

山形県立中央病院 齋 藤 幹 郎

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油（JIS1種2号）2,700キロリットル
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営課 山形市大字青柳1800番地 電話番号023（685）2623
- (3) 落札者を決定した日 平成15年9月29日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社鈴木油店  
山形県山形市江南二丁目1番32号
- (5) 落札金額 31.5円（1リットル当たり）
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）第3条の公告を行った日平成15年9月5日

平成15年11月28日印刷  
平成15年11月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056